

第2回山形家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成16年6月8日(火)午後1時から午後4時08分まで
- 2 開催場所 山形家庭裁判所会議室(5階)
- 3 出席委員 上杉英司, 佐藤昭夫, 成田喜達, 濱田宗一, 半田恵子, 樋口孝司, 平野裕子, 保坂栄治, 吉田邦夫
- 4 列席職員 柳田泰道事務局長, 岩城透首席家裁調査官, 猿田一男首席書記官, 相馬正彦事務局次長, 鈴木聖一総務課長

5 議事要旨

(1) 山形家庭裁判所長あいさつ

(佐藤康委員長が人事異動により委員を辞任したため, 以下上杉英司委員長代理が議事を進行した。)

(2) 委員自己紹介

(3) 委員長選出

委員長には成田喜達委員が互選により選出された。

(以下, 成田委員長が議事を進行した。)

(4) 運営事項についての協議

第1回委員会から協議が続行されていた報道機関に対する議事の公開の在り方について, 「委員会の議事は, 出席委員の了解があるときは, 報道機関に公開することができる。」との申し合わせがなされた。

なお, 具体的な運用として, 報道機関による委員会冒頭のカメラ取材を認め, 委員会終了後には委員長が記者会見を行うことが確認された。

(5) 模擬調停ビデオの視聴

一般広報用として山形家庭裁判所職員の企画, 出演により製作された家事調停手続の説明ビデオを視聴した。

(6) 議題(テーマ)についての意見交換

ア 裁判所から, 本年4月に人事訴訟事件の取扱いが地方裁判所から家庭裁判

所に移管された後の、山形家庭裁判所管内における当該事件の係属状況等について説明がなされた。

イ 裁判所から、最高裁判所作成のパンフレット「少年たちにあなたの力を～家庭裁判所の補導委託制度～」の配布と趣旨説明（補導委託先の新規開拓等への協力依頼）が行われた。

ウ 前回に引き続いて「家庭裁判所へのアクセスについて」を議題として、「山形家庭裁判所における他の相談機関との連携」及び「家庭裁判所利用者向けの手続案内、広報の現状と課題」について、それぞれ裁判所による説明と委員による意見交換が行われた。

<主な意見>

- 私が所属する組織（以下「当会」という。）の法律相談等に、「裁判所の窓口で、勝訴見込みや請求金額の相当性等については弁護士に相談するように教えられた。」と言って来る人がいるが、その中には、弁護士が関与することなく、本人だけで裁判所の手続ができる案件が多いように感じられる。裁判所の窓口担当者には、これまで以上に相談者をうまくリードして、問題解決のための方法を早い段階で教示し、必要に応じて速やかに手続できるようにしてほしい。
- 裁判所が最終的な判断機関であること、また、いわゆる「法律相談」は弁護士の専権に属すること、これら二つの制約によって、裁判所の相談では答えられないことがある。

しかし、実際は、裁判所に相談に来庁する人は必死の思いで来ているのが現実なので、相談業務の担当者としては、それを受け止めて、的確な対応を行っていくことが非常に重要である。裁判所の担当者の更なる研さんが必要であると感じている。

- 家庭裁判所が他の相談機関等との連携のために種々の協議会を開催していることを先程の説明で初めて知った。当会でも、相談員を2人配置しており、相

談内容は離婚の前段階のような夫婦間の問題のものが多い。相談員の話では、社会には様々な相談機関があるが、家庭裁判所がそのような機関の相談員等を対象に申立手続等の説明会を開くことによって、家庭裁判所の業務内容の理解が深まるとともに、各相談機関との連携が強化されるのではないかとのことであった。

- 家庭裁判所で実際に行われている他機関等との協議会は、各機関から事前に出された協議問題等について検討するという形式がほとんどであるが、家庭裁判所側から他機関の相談担当者等に対して手続説明会を行うという方法は確かに効果的であると思われる。
- 当会での人権相談はいわゆる「困り事相談」に近い内容のものが多いため、従来から他機関との連携が非常に重要であると認識しており、相談窓口のネットワーク作りを手掛けているが、その中に裁判所は入れていなかった。その理由は、裁判所には、相手を「訴える」というイメージがあり、また、手続が難しく、申立等には弁護士が必要であるというイメージがあったためであり、具体的な相談の場面ではまず弁護士に相談することを勧めていた。

しかし、本日の裁判所の説明を聞いて、当会の相談内容がすぐに申立てにつながるような事案も多くあるように感じられたので認識を新たにしたところである。一般市民には、裁判所に行けば問題解決のための手続を自分でできるものがあることについてあまり知られていないのではないかと。

- 精神科医という立場で、痴呆患者等の家族から様々な相談を受ける機会が多いが、その際には早めに家庭裁判所に行って成年後見制度等についての相談をするように勧めている。
- 相談者等の「たらい回し」は、当会でもよく苦情の対象となっている。その解消のためには、確かに関係機関の相談窓口担当者同士の協議も重要であるが、現実問題としては、他の機関を紹介する場合には、相談者の面前で、次の相談窓口担当者に電話をして引き継ぐなど、迅速に解決への道筋をつけてあげれば、

「たらい回し」という印象を少しでも和らげることができるのではないか。

- 家庭裁判所の開催行事の案内等，一般市民への広報を要するものについて，記事の掲載依頼をしてもらえれば，当会の広報誌に掲載することが可能である。パンフレットの頒布等についても同様で，依頼があれば当会の相談窓口等に備え置く等の協力をしたい。
- 家庭裁判所の一次的な窓口担当者は裁判所書記官や裁判所事務官であり，来訪者の目的が申立てか，又は，相談かどうか等の振り分けを行っている。その結果，相談の場合には，裁判所書記官や家庭裁判所調査官が当番制で担当者となって，詳しく話を聴いて手続教示等を行っている。
- 窓口担当者には，具体的な問題解決のための手続等について十分に研さんを積んでもらうほか，応対心得等もよく身に付けて，「たらい回し」と言われなような対応をしてもらいたい。
- 当会でも，被害者支援制度の整備が進められており，当会OBが支援員として被害者等にアドバイスするような態勢を執っているが，あまり相談実績がないため，自治体等に広報記事の掲載等を依頼することを検討している。このような相談の場面でも，「お役所仕事」と言われなように，応対に気配りが必要であると考えている。
- 地方紙等では，軽微な刑事事件まで報道されるが，利用者である市民のニーズとしては，そういった記事よりも，むしろ裁判所を行っている業務内容を知りたいと思っている人が多いと思うので，裁判所は，そのような記事を取り上げてもらうよう報道機関にもっと働きかけたらよいのではないか。
- 「家裁のしおり」のような簡単な説明パンフレットを各相談機関等に配布すれば，当該機関が相談者に直接渡すことが可能になるなど，もっと活用できると思う。
- 裁判官の学校へ出張講座も企画されているとのことであるが，なかなか実施できないでいるのは，裁判官の繁忙が原因なのか，又は，学校側に受入れ態

勢のないことが原因なのか。

- 昨年度、出張講座は1校で実施した。裁判官の数が限られているため頻繁に実施することは難しい面があるが、裁判所としてはできる限り実施したいと考えている。学校に対する広報活動は、県の教育庁等を介して行ったが、学校も行事が立て込んでいるためか、なかなか実施機会のないのが現状である。
- 広報のためのパンフレット等の作成に当たっては、イラストを使用する場合にも、男女共同参画社会実現の視点に立った配慮をお願いしたい。
- 「接遇」は、人とのコミュニケーションを円滑にする重要かつ難しい技術である。外部の人と接する立場にある者は、相手ときちんと向かい合い、よく理解してあげることが必要である。病院の職員に対しても「病気ばかりを見て、人を見ない」ことにならないように、相手をよく見ることを常々話しているところである。このことは裁判所の窓口業務にも通じるものがあると思う。

(7) 次回テーマの予定

「家庭裁判所における少年審判」について取り上げることとした。

(8) 次回予定期日

平成17年1月25日（火）午後